

児童発達支援 利用者 各位

国分寺市福祉部障害福祉課長 宮外 智美

児童発達支援における「個別サポート加算（Ⅰ）」の見直しについて（通知）

平素より本市の障害者福祉行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援の「個別サポート加算（Ⅰ）」の要件が見直された結果、「個別サポート加算（Ⅰ）」に該当しなくなりましたので、お知らせします。

つきましては、報酬改定に基づき支給決定を行い、新たな通所受給者証を発行いたしましたので、別添のとおり、お送りいたします。詳細は下記を御参照ください。

#### 記

1 変更日 令和 6 年 4 月 1 日

※令和 6 年 4 月以降に児童発達支援等を御利用する際は、今回送付した受給者証を御使用ください。

- 2 注意事項
- ・「個別サポート加算（Ⅰ）」に該当しないことにより、児童発達支援の利用に影響はありません。
  - ・児童発達支援事業所の報酬の請求に影響があるため、令和 6 年 4 月中に利用している事業所に受給者証を提示するか、「個別サポート加算（Ⅰ）」に該当しなくなった旨を御連絡ください。

担当	国分寺市福祉部障害福祉課事業推進係 千田・佐藤
電話	0 4 2 - 3 2 5 - 0 1 1 1 (代表) 内線 5 2 3
メール	syougaihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp